

2020年4月1日施行 「改正健康増進法」の再周知

表の黄色部分が各加盟店様の当てはまる項目で、
経過措置（屋内喫煙が可能）対象となります。

～ 施設別の喫煙ルールについて ～

施設の類型		喫煙ルール
第二種 施設	第一種施設及び 喫煙目的施設以外の施設	原則屋内禁煙 ・必要な措置が取られた、喫煙専用室（ <u>飲食不可</u> ）は設置可 ・経過措置として、必要な措置が取られた、加熱式たばこ専用煙室（ <u>飲食可</u> ）は設置可
	（例） 事務所・工場、 ホテル・旅館、 旅客運送事業 船舶・鉄道、 国会、裁判所等	飲食店 経過措置として、以下の全条件を満たす飲食店 は喫煙可 ①資本金5,000万円以下 <small>※5,000万円以下でも、条件を満たさない場合あり</small> ②客席面積100㎡以下 ③既存の飲食提供施設

↓ **重要** ↓

◆ 経過措置として、全席喫煙可となる3つの条件

- ① 資本金5,000万円以下
- ② 客席面積100㎡以下
- ③ 既存の飲食提供施設 ※2020年3月31日までに営業開始

◆ 上記条件を満たした場合に必要な対応

- ① 来客店・従業員ともに、**20歳未満の者を喫煙可能なエリアに立ち入れさせてはならない**
- ② 厚生労働省の定めた標識の提示
- ③ 経過措置期間の順守（現時点では未定）